

駄原総合運動公園及び
大分市大在東グラウンド
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

大分市

目次

1. 施設の概要	1
2. 指定管理者が行う管理の基準.....	1
3. 指定管理者が行う業務の範囲.....	2
4. 目標指標.....	2
5. 指定期間.....	3
6. 管理に要する経費等	3
7. 指定管理者の応募資格等	5
8. 指定管理者が果たすべき責任.....	7
9. 募集要項の配布期間、現地説明会等.....	8
10. 指定申請書等の提出	9
11. 応募者による提案	11
12. 指定管理者と本市の責任分担等	12
13. 優遇措置、ネーミングライツ制度及び Park-PFI の導入について.....	13
14. 指定管理予定者の選定方法	14
15. 指定管理予定者の選定基準	15

16. 決定までのスケジュール	15
17. 協定の締結	16
18. 事業実施状況の監視等	17
19. その他の事項	17
20. 問合せ先	19

駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理者募集要項

駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド(以下「駄原総合運動公園等」という。)は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資するため設置され、各種競技会や大会さらに日々の練習会場やレクリエーションの場として利用されています。

今般、駄原総合運動公園等の設置目的をより効率的かつ、効果的に達成するため、指定管理者を次のとおり募集することとしました。

1. 施設の概要

名 称	駄原総合運動公園	大分市大在東グラウンド
所 在 地	大分市新春日町 1 丁目 2881 番地 18	大分市大在浜二丁目 18 番 1 号
開設年月日	昭和 28 年 4 月 7 日	令和 6 年 4 月 1 日
敷 地 面 積	50,181.1 m ²	8,977 m ²
施 設	球技場(天然芝)、 砂入り人工芝テニスコート(10面)、 テニスコート管理棟、 相撲場、 トレーニング施設、 管理棟(2階建)、 トイレ4箇所 (うち1箇所は更衣室併設)、 多目的広場、 ランニングコース、 遊具、健康器具等設置個所あり	天然芝グラウンド、 会議室1室、 更衣室3室、 トイレ1箇所(男・女・多目的)
建 築 面 積	1,356.36 m ²	229.29 m ²
延 床 面 積	1,229.80 m ²	205.05 m ²
駐 車 場	一般 234 台、障がい者等用 5 台、 大型 4 台	50 台

2. 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理を行うこと。

- (2) 平等な利用を確保し、公平かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の安全な維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) その他市長等が必要と認める事項

3. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 駄原総合運動公園等の使用許可に関する業務
- ② 駄原総合運動公園等の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 駄原総合運動公園等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 駄原総合運動公園等の利用促進及びスポーツの振興を図る業務
- ⑤ その他駄原総合運動公園等の管理に関して市長等が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ① 業務内容の詳細については、募集要項に添付する駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
- ② 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部について、書面により市長等の承認を受けた上で、専門の事業者へ委託することは可能です。また、委託を受けた第三者がさらに他の事業者へ業務を委託する場合（再々委託）も、書面による市長等の承認が必要です。
- ③ 駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド管理運営業務報告書等により、指定管理者の業務実施状況が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがあります。

4. 目標指標

〔指標 1〕 年間利用者数

駄原総合運動公園（有料公園施設部分）	171,500 人
大分市大在東グラウンド	10,200 人

〔指標 2〕 利用者満足度

アンケートの以下の項目について『とても満足』と『満足』の回答の合計)

清掃・安全管理	80%以上
施設整備	80%以上
職員対応	90%以上

※上記指標は、駄原総合運動公園等の管理運営業務に関して、本市が目標設定したものです。

※アンケートについては、「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド利用者アンケート(例)」様式8を参考に、常時又は定期的(同一年度内に2回以上)に実施することとする。

5. 指定期間

令和9年4月1日 から 令和12年3月31日 までの3年間

6. 管理に要する経費等

(1) 利用料金収入等の取扱い

駄原総合運動公園等の管理運営については、その利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金については、条例で定める使用料の金額の範囲で、市長等の承認を得て、指定管理者が定めることができます。また、利用料金以外の事業等に係る料金については、市長の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができます。

なお、市が条例で規定する使用料については、別紙(「大分市都市公園条例」及び「大分市スポーツ施設条例」)(募集要項別紙1)を参照してください。

※消費税の引き上げが行われた場合またはその他の理由による条例の改正により、使用料の変更が生じる可能性があります。

(2) 施設利用等に係る審査及び処分の基準

指定管理者は、市長の承認を得て、施設の使用の許可に係る審査基準及び標準処理期間、利用料金に係る減免基準・還付基準及び標準処理期間並びに許可の取消し等に係る処分基準を定めるものとします。

なお、現行の審査基準等は、別紙(募集要項別紙2)のとおりです。

(3) 指定管理料

適正に算出された本施設の管理運営経費の合計金額から事業提案に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入等を差し引いた額(自主事業分を含む。)を指定管理料として本市が指定管理者に支払うものとします。

$\text{指定管理料} = \text{管理運営経費} - \text{利用料金収入等}$

なお、指定管理料は、毎年度、予算の範囲内で本市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

ただし、施設全体の光熱水費は、指定管理者の負担とします。

また、本市のこれまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減については、あらかじめ事業者が変動リスクを想定した上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な経費を提案しているものとして、指定管理料に反映することはしていませんでした。

しかしながら、近年は、指定管理者の当初の想定を大きく上回る最低賃金や労務単価の上昇が続いており、指定期間中の変動予測を立てることが困難な状況となっています。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保、また、公募時における民間事業者等の参入リスクの低減を目的に、賃金水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金スライド制度」という。）を導入します。

賃金スライド制度の運用にあたっての基本的な考え方や、事務手続きの流れ、内容等については、別紙（「大分市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」）（募集要項別紙3）のとおりです。

(4) 指定管理料の支払

事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を支払います。なお、支払金額及び方法等は、協定書に定めます。

(5) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、指定管理者の業務に係る会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び経費については、独立した別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合は、原則として1施設1口座とし、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

(6) 消費税について

指定管理料及び利用料金は、消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(7) 施設等の修繕について

施設又は設備が毀損した場合の修繕料は、指定管理者の負担とします。

ただし、大規模修繕等（50万円を超えると市長が認めるもの）は、事業計画において提示のあった金額を参考に、修繕等の内容を精査のうえ、毎年度に予算の範囲内で市が修繕等を行うこととし、修繕等の実施時期は、指定管理者との協議により決定します。

(8) 備品等について

備品等の管理、購入その他の取扱いについては、募集要項に添付する仕様書及び「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンドの指定管理に関する基本協定書（案）」様式 1 2 に定めるところによるものとします。

7. 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は複数の団体等により構成された共同事業体等（以下「共同事業体等」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑に駄原総合運動公園等の管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者（共同事業体等の場合は代表構成員である団体等をいう。）は、申請時において大分市内に事務所又は事業所を置き、又は指定管理期間開始までに大分市内に事務所又は事業所を置こうとする団体等でなければなりません。

(2) 共同事業体等の応募について

- ① 共同事業体等で応募する場合は、応募時に共同事業体等を結成することとします。
- ② 構成員の中から代表構成員を定めてください。
- ③ 協定書の締結に当たっては、共同事業体等の構成員全てを協定の当事者とします。
- ④ 選定後の協議は、代表構成員を中心に行いますが、協定書に関する責任は、共同事業体等の構成員の全てが負うことになります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体等は、共同事業体等で応募することはできません。
- ② 共同事業体等で応募した団体等は、他の共同事業体等の構成員となることはできません。

(4) 共同事業体等の構成員の変更

共同事業体等で応募した場合、その構成員の変更は、原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する団体等（共同事業体等の構成員である団体等を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体等
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2 年（他の地方公共団

体から取り消された場合は、1年)を経過しない団体等

- ③ 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号)又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成21年大分市告示第553号)に基づく指定停止措置期間中である団体等
 - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体等
 - ⑤ 法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去1年間に滞納がある団体等
 - ⑥ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する本市の議員、市長、副市長、委員会の委員長又は委員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任している団体等(本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。)
 - ⑦ 団体等が次のいずれかに該当するとき
 - I 役員等(役員及び支配人、支店及び営業所の代表者その他実質的にその経営に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - II 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - III 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - IV 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - V 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (注) 指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することとなった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがあります。

8. 指定管理者が果たすべき責任

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令その他行政関連法規
- ② 大分市都市公園条例（昭和 38 年 3 月 10 日大分市条例第 49 号）、大分市都市公園施行規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 16 号）、大分市スポーツ施設条例（平成 15 年 3 月 24 日条例第 6 号）及び大分市スポーツ施設条例施行規則（平成 29 年 3 月 7 日規則第 7 号）
- ③ 大分市情報公開条例（平成 16 年大分市条例第 3 号）、大分市暴力団排除条例（平成 23 年大分市条例第 19 号）
- ④ 大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例（令和 8 年大分市条例第 1 号）
- ⑤ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）ほか労働関係法規
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑦ その他関係法令等

(2) 安全管理

指定管理者は、安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアル（「安全管理マニュアル」「カスタマーハラスメント対応マニュアル」）を作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

(3) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために指定管理者の保有する個人情報の安全管理のための措置に関する規程を定める等必要な措置を講じなければなりません。

個人情報の漏洩等の行為に対しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく罰則が適用されます。

(4) 情報公開

指定管理者が管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規程を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

(5) 一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり

指定管理者は、顧客や従業員等、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重するとともに、事業活動を行う際には、人権に対する配慮を念頭に置いて取り組むよう努めなければなりません。

また、市が実施する人権に関する講演会や研修会、啓発活動等に積極的に参加・協力するよう努めなければなりません。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、大分市文書規程等に基づいて、別途指定管理者において規程等を定め、適正に管理・保存しなければなりません。

また、指定期間終了時に、本市の指示に従って引き渡さなければなりません。

(7) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

(8) 災害対応業務

災害時に、本施設が避難所等として使用される場合、指定管理者は本市の指示に従い、管理運営業務の全部又は一部を速やかに停止するとともに、避難所等の運営業務について本市に協力しなければなりません。

9. 募集要項の配布期間、現地説明会等

(1) 募集要項等配布

配布期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月27日（木）まで

（ただし、窓口での配布は土曜・日曜を除く。）

配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：大分市荷揚町2番31号 大分市企画部スポーツ振興課（本庁舎5階）

募集要項等は、大分市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 現地説明会

① 駄原総合運動公園

開催日時：令和8年9月2日（水）午前9時から

開催場所：大分市新春日町1丁目2881番地18 駄原総合運動公園

②大分市大在東グラウンド

開催日時：令和8年9月2日（水）午後2時から

開催場所：大分市大在浜二丁目18番1号 大分市大在東グラウンド

参加申込：参加される場合は、8月28日（金）午後5時15分までに「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理者に係る現地説明会参加申込書」様式9により、スポーツ振興課に申し込んでください。

なお、申込状況によっては、参加人数を制限する場合があります。

申込方法：持参、郵送、ファクシミリ、電子メール（20. 問合せ先参照）

※電話での申し込みは、受け付けません。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理者募集要項等に関する質問書」様式10により、次のとおり受け付けます。

質問に対する回答は、応募者間の公平を期すため、大分市ホームページにて原則公表します。（質問者の氏名等個人情報は標記しません。）

質問書受付期限（初回）：令和8年8月12日（水）午後5時15分

質問書受付期限（最終）：令和8年9月7日（月）午後5時15分

質問書提出場所：大分市スポーツ振興課

提出方法：持参、郵送又はファクシミリ、電子メール（電話でのご質問は、受け付けません。）

10. 指定申請書等の提出

(1) 提出書類

書 類 名	備 考
①指定管理者指定申請書 ※指定公園又は有料公園施設指定管理者指定申請書及び大分市スポーツ施設指定管理者指定申請書をそれぞれ提出すること。	様式1
②管理運営事業計画書（令和9年度～11年度）	様式2
③管理運営収支予算書（令和9年度～11年度）	様式3
④賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書	様式4
⑤応募資格がある旨の誓約書	様式5
⑥定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本	

(法人以外の団体は、これらに相当する書類)	
⑦指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における団体等の財産目録及び貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	指定申請の日の属する事業年度に設立された団体等にあつては、その設立時における財産目録
⑧指定申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌年度事業における団体等の事業計画書及び損益計算書又は収支予算書	
⑨団体等の組織及び運営に関する事項を記載した書類	設立趣旨、従事者数、資本金の額 その他経営規模等
⑩団体等が現に行っている業務の概要を記載した書類	事業内容等
⑪税の滞納がないことを証明するもの (国・県・市税納税証明書又は非課税証明書)	令和7年度および8年度分証明書 (課税対象区分：令和6年および7年分)
⑫労働者災害保険に加入していることを証する書類(写し)	従事者を雇用していない事業者は除く。
⑬大分市暴力団排除条例に基づく、暴力団等でない誓約書及び役員名簿	誓約書 様式6 役員名簿 様式7
⑭その他市長等が必要と認める書類	

(2) **提出期間：** 令和8年9月14日(月)から令和8年9月28日(月)まで
(土曜・日曜・祝日を除く。)

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

※提出期限後の変更及び追加は、認めません。

(3) **提出場所：** 大分市荷揚町2番31号 大分市企画部スポーツ振興課

(4) **提出方法：** 指定申請書等11部(正本1部、副本10部)を上記に定める提出場所に持参し、又は郵送してください。

提出は上記方法に限り、ファクシミリ等による提出は受理しません。

要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

(5) **提出に当たっての留意事項**

① 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微な変更を除く。)

② 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、本市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

③ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理者申請辞退届」様式 11 を提出してください。

④ 提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

⑤ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑥ 個別接触の禁止

駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理予定者選定等委員会の委員、本市の職員その他本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。

⑦ 情報公開

提出書類は、大分市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。

⑧ 追加資料の提出

本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

⑨ 応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担とします。

11. 応募者による提案

応募者は、次に掲げる事項について、事業計画書により提案することとします。

- (1) 施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的な考え方等
 - (2) 施設の管理運営に関する達成目標（本市が設定した目標指標に対するもの及び応募者が独自に掲げる具体的な目標数値等）
 - (3) 利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等
 - ① 利用者サービスを向上させるための具体的な方策
利用時間、休館日、利用料金等の変更、利用者の要望の把握方法等
 - ② 利用者増のための考え方等
自主事業、広報計画等
- (注) 自主事業は、仕様書に記載された業務以外で、指定管理者が自己の責任において自主的に実施するものであって、公の施設の設置目的に沿い、市民の利用に支障を来さないものであり、かつ、本市の承認した事業に限り実施できるものとします。
- (4) 安心・安全面からの管理運営の具体策等

- (5) 施設の平等な利用の確保の手法等
- (6) 予算計画
 - ① 管理経費の効率化につながる方策
 - ② 3年間の収支計画
- (7) 施設の管理運営体制等
 - ① 職員の配置と勤務体制
 - ② 職員の研修計画
- (8) 個人情報保護の考え方等
- (9) その他アピールポイント等

12. 指定管理者と本市の責任分担等

本市と指定管理者の責任分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定書等で定めます。

(◎：原則として責任がある。 ○：一部責任を負う場合がある。)

項 目	本市	指定管理者
事業運営に影響のある法令の変更		◎
資金調達		◎
物価（指定後のインフレ、デフレ）(※)	○	◎
金利の変動		◎
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
本市の責任による業務の中止等	◎	
指定管理者の責任による業務の中止等		◎
指定管理者の事業放棄、破綻		◎
申請費用の負担		◎
施設運営の引継ぎコストの負担		◎
施設競合による利用者減、収入減		◎
当初の需要見込みと異なる状況		◎
本市以外の要因による運営費の増加		◎
本市の協定内容の不履行	◎	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		◎
要求水準の不適合		◎
管理運営		◎
機械設備の保守点検（法定を含む。）		◎
備品の購入及び管理	○	◎

必要な消耗品の購入		◎
不可抗力による施設の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の施設の修繕等	◎ (1 件 50 万円超)	◎ (1 件 50 万円以内)
施設の法的管理（利用許可・目的外使用許可）	◎ (目的外使用許可)	◎ (利用許可)
苦情対応	○	◎
事故対応	○	◎
災害時対応	○（指示等）	◎
災害復旧	◎	○
包括的管理責任	◎	
利用者に係る賠償責任保険の加入	○	◎
火災保険の加入	◎	
施設の管理瑕疵により損害が生じたとき		◎
施設の設置瑕疵により損害が生じたとき	◎	

※ 賃金水準の変動については、大分市指定管理者制度に関する新指針における 14 管理運営 (2) 指定管理料等への反映②賃金水準の変動への対応の規定による。

備 考

- ・上記に含まれない事項は、本市と指定管理者間の協議によるものとします。
- ・第三者の責めに帰すべき事由による損傷で、その第三者が特定できる場合における損害回復等についての交渉は、指定管理者が行うものとします。
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、本市が損害を賠償したときは、本市は指定管理者に求償権を有するものとします。

13. 優遇措置、ネーミングライツ制度及び Park-PFI の導入について

(1) 次回指定管理予定者の選定における優遇措置

指定管理者に対して行うモニタリングの総合評価を毎年実施し、指定管理期間の最終年を除く平均点を算出し、その結果が 8 割以上となった場合、次回の選定時に指定管理者に対して優遇措置を行います。

(2) ネーミングライツ制度

駄原総合運動公園については、現在ネーミングライツ事業を導入しています。

また、大分市大在東グラウンドについても指定期間中又は指定期間前にネーミングライツ事業を導入する場合があります。

駄原総合運動公園等のネーミングライツ契約期間中、施設ホームページやパンフレット等の印刷物、看板等の施設名称については、正式名称に代えて通称名を使用するものとします。

※ネーミングライツとは、公共施設に企業名や商品名を愛称として付与するもので、「命名権」と呼ばれています。(ただし、条例上の施設名称は変更しません。)

(3) Park-PFI の導入について

施設の魅力向上及び利用者サービス向上を目的として、Park-PFI その他の官民連携手法を導入する場合があります。この場合、市と指定管理者は管理区域、業務範囲及び指定管理料等について協議を行うものします。

14. 指定管理予定者の選定方法

提出した書類及びヒアリングによる選考

(1) 選定手続

① 選定の手順

I 募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とします。

II 申請書の受理後、大分市企画部スポーツ振興課において資格審査を行います。

III 外部の学識経験者等計6名により構成された、駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド指定管理予定者選定等委員会(以下「選定等委員会」という。)において、選定基準に基づき提出書類及びヒアリングにより、選考を行います。
なお、選定等委員会の会議は、非公開とします。

IV 選定等委員会において、評価点が6割以上の者で、上位得点順に交渉権者の優先順位を選定します。その後は、市と優先交渉権者との詳細協議を経て、指定管理者予定者とします。

なお、優先交渉権者(指定管理予定者)との協議が成立しない場合は、評価点第2順位の者を交渉権者として協議を行います。

また、すべての応募者が6割未満の評価点となった場合は、選定等委員会において「最低評価点」の設定を行い、再度審議のうえ、評価点以上の応募者の中から優先交渉権者の選定を行います。

選定等委員会において、指定管理予定者を選定し、市長等が決定します。

※ 指定管理者の指定は、令和8年第4回大分市議会定例会での議決を経て、市長が行います。

② ヒアリング

- I 選定等委員会においては、応募者からヒアリングを実施する予定です。
- II 実施方法は、応募者の代表者等（3名まで出席可）から事業計画書等についての説明及び選定等委員会の委員からの質疑とします。
- III ヒアリングに要する経費は、全て応募者の負担とします。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果については令和8年11月に、申請者全員に対して郵送にて通知します。

15. 指定管理予定者の選定基準

指定管理予定者の選定に当たって、その基準となる要件は、次のとおりとします。

- ① 当該公の施設の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること
- ② 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること
- ③ 当該公の施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保できる者であること
- ④ その他市長等が必要と認める事項
- ⑤ 前回の指定管理業務の実績評価に基づく加点 ※該当する場合のみ
- ⑥ 市内団体の優遇措置

※選定基準は別紙（「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンドの選定基準」）（募集要項別紙4）参照

16. 決定までのスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 募集要項配布期間 | 令和8年 8月 3日（月）～8月27日（木） |
| ② 質問書受付期限（初回） | 令和8年 8月12日（水） |
| ③ 現地説明会 | 令和8年 9月 2日（水） |
| ④ 質問書受付期限（最終） | 令和8年 9月 7日（月） |
| ⑤ 申請書受付期間 | 令和8年 9月14日（月）～9月28日（月） |
| ⑥ 選定等委員会ヒアリング | 令和8年10月29日（木）（予定） |
| ⑦ 選定結果通知・公表 | 令和8年11月初旬（予定） |
| ⑧ 議会における議決 | 令和8年12月中旬（予定） |
| ⑨ 指定管理者の指定の告示 | 令和8年12月中旬（予定） |
| ⑩ 基本協定書の締結 | 令和9年3月中旬（予定） |
| ⑪ 年度協定書の締結 | 令和9年3月下旬（予定） |
| ⑫ 指定管理者による管理の開始 | 令和9年 4月 1日（木）（予定） |

17. 協定の締結

指定管理者の指定の後に、施設の管理業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度の実施事項等を定めた年度協定書を締結します。詳細については、別添の基本協定書（案）様式 1 2 及び年度協定書（案）様式 1 3 に基づき、協議の上、当該協定書を締結します。

(1) 基本協定書に盛り込む事項

① 総則

協定の趣旨・目的、管理物件、指定期間等

② 本業務等の範囲と実施条件

指定管理者が行う本業務及び自主事業の範囲等

③ 本業務等の実施

業務の実施、開業準備、第三者委託、管理物件の修繕等、安全管理等、個人情報保護、情報公開、従事者研修等

④ 備品等の取扱い

備品等の貸与等

⑤ 本市の確認事項

年度事業計画書、業務報告書、モニタリング、改善指示等

⑥ 指定管理料及び利用料金

指定管理料の支払、利用料金

⑦ 損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、第三者への賠償、保険、不可抗力による損害等、責任分担

⑧ 災害時の対応に関する事項

避難所等の開設、自主避難者への対応、避難所等の運営への協力、業務内容の報告、個人情報の取扱い、費用の負担

⑨ 指定期間の満了

業務の引継ぎ、原状回復義務、備品等の引継ぎ等

⑩ 指定の取消し等

指定の取消事由等

⑪ その他

権利又は義務の譲渡の禁止、専用口座の開設、疑義の協議等

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

18. 事業実施状況の監視等

(1) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、本市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、本市が指定する「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド管理運営業務報告書（年次・月次）」様式１４を提出する義務があり、運営状況が適正でないと認められる場合は、本市は指定管理者に対して改善等必要な指示を行い、指定管理者は速やかに措置を講ずるものとします。

また、安定的な施設利用を担保するため、必要に応じて指定管理者自体の経営状況等を確認させていただく場合があります。

(2) 施設利用者の意見・苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、施設利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務改善への反映状況について本市に報告することとします。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が監査等をするために必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります、この場合は速やかに指示に従うものとします。

19. その他の事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

- ① 次のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。
 - Ⅰ 指定管理者が本協定、関係法令等に違反する等不正行為を行ったとき。
 - Ⅱ 指定管理者が本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - Ⅲ 指定管理者が応募資格要件に該当しなくなったとき。
 - Ⅳ 指定管理者が経営状況の悪化などにより、本業務等を行うことが不可能又は

著しく困難となったとき。

V 指定管理者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。

VI その他市長等が必要と認めるとき。

- ② 上記の取消し等の事由により、本市が指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、本市に損害が生じた場合は、指定管理者は、本市にその損害を賠償しなければならないものとします。この場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、本市はその賠償の責めを負わないものとします。
- ③ 指定管理者は、上記の取消事由のⅢ若しくはⅣに該当することとなった場合又はそのおそれがある場合は、速やかに本市に報告しなければなりません。

(2) 不可抗力等による指定の取消し等

不可抗力その他本市及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、双方協議の上、指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を行うことができるものとします。

この場合において、取消し等により発生する損害等の負担については、協議の上、決定します。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消し等により、本市又は本市が指定する者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(5) 事業所税について

利用料金制を適用している公の施設の事業については、指定管理者に事業所税（資産割・従業者割）が課税される場合があります。（総収入に占める指定管理費の割合が一定割合に満たず、事業主体が指定管理者と判断される場合。※一定割合とは「おおむね5割」）

事業所税の資産割については、市内の全事業所の合計床面積が 800 ㎡を超えると申告義務が生じ、1,000 ㎡を超えると課税対象となります。また、従業者割については、市内の全事業所の従業者数が 80 人を超えると申告義務が生じ、100 人を超えると課税対象となります。

詳しくは、担当課（税制課諸税担当班／電話 097-537-7314）にお尋ねください。

20. 問合せ先

大分市企画部スポーツ振興課

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

電話 097-534-6111（内線 1083）

FAX 097-538-6236

e-mail sportsisetu@city.oita.oita.jp

「大分市都市公園条例」及び「大分市スポーツ施設条例」

■大分市都市公園条例抜粋

別表第 2(第 9 条関係)

有料公園施設等の名称		単位	金額	摘要
球技場		1 時間	3,210 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 50 人分を加算するものとする。
	会議室	1 時間	510 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
テニスコート		1 面 1 時間	440 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 50 人分を加算するものとする。
	管理棟	1 時間	390 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
相撲場		1 時間	110 円	使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。
ト レ ー ニ	専用使用	部活動で使用する 場合 1 時間	1,800 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はそ

ン グ 施設		部活動以外で使用する 場合 1 時間	3,670 円	の使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 部活動は、中学校等の生徒及び高等学校等の生徒が学校教育活動の一環で行うものに限る。
	個人使用	1 人 2 時間	490 円	使用時間に 2 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 2 時間未満のときは、2 時間とする。
		回数券	11 枚つづり 4,900 円	

備考

1 高校生等が有料公園施設(会議室、管理棟、トレーニング施設(部活動で使用する場合に限る。)、オリエンテーション室、附属設備及びチャイルドハウスを除く。)を使用する場合(高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるときを含む。)の使用料は、金額の欄に掲げる額の半額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 高校生等とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

■大分市スポーツ施設条例抜粋

大分市大在東グラウンド使用料

区分	使用料	摘要
グラウンド	1 時間につき 3,210 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の 50 人分を加算するものとする。
会議室	1 時間につき 110 円	1 使用時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とする。 2 会議室は、グラウンドを使用する場合に限り、併せて使用することができるものとする。

備考

1 高校生等がスポーツ施設(会議室を除く。)を使用する場合(高校生等及び高校生等以外の者が同時に使用する場合であって、使用する人数の半数以上が高校生等であるとき

を含む。)の使用料は、使用料の欄及び照明施設使用料の欄に掲げる額の半額(10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 高校生等とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 1 号様式

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市都市公園条例	使用の許可	平成 29 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (有料公園施設) 第 8 条の 2 第 2 項 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 審査基準 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設（チャイルドハウスを除く。）の使用の許可をしない。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ア 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、唆す等の行為を伴うおそれのある使用 イ わいせつ行為その他これに類する行為により、善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を害するおそれのある使用 ウ 暴力排除の趣旨に反すると認められる使用 (2) 設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 ア 施設の壁面、窓ガラス、床面等を傷つけるおそれのある使用 イ ガソリン、プロパンガス、火薬類等の引火、爆発等のおそれのある危険な物の使用を伴う使用 ウ 市長の許可を受けることなく、施設及び器具等にはり紙、釘打ち等の行為を行うおそれのある使用 エ 火の使用を認められていない施設で火を使用するおそれのある使用 (3) 管理上支障があると認められるとき。 ア 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 イ 過去において施設管理上の指示に従わない等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 ウ 冠婚葬祭を目的とする使用 エ 宗教的宣伝を目的とする使用 オ 音、におい、振動等により他の使用者等に著しく不快を与えるおそれのある使用 カ 飲食を目的とする使用 キ その他市長が管理上重大な支障があると認めるとき。		

3 標準処理期間

1 日

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市都市公園条例	使用料の減免	平成29年4月1日
1 根拠条項 (使用料の減免) 第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 関係条項 大分市都市公園条例施行規則（昭和60年大分市規則第16号。以下「規則」という。）第18条第1項 2 審査基準 (1) 有料公園施設（日吉原レジャープール及びチャイルドハウスを除く。）の審査基準は、次のとおりとする。 ア 規則第18条第1項第2号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合とは、次に掲げる場合とする。 (ア) 大分市スポーツ協会が主催する行事又は大分市スポーツ少年団が主催する行事（イに掲げる大会を除く。）に使用する場合 (イ) 大分市スポーツ少年団に所属する団体が出場する大会（大分市スポーツ少年団の構成員（目的とする種目が限定されている場合は、当該種目に係る構成員に限る。）全員を対象として実施するものに限る。）に使用する場合 (ウ) 大分市校区・地区体育協会又は大分市校区・地区スポーツ協会が主催する大会に使用する場合 (エ) 大分市中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合 (オ) 全国、九州又は大分県の中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合 (カ) 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の強化練習（大分市代表又は大分市代表選手を含む場合に限る。）に使用する場合（大会競技日前1か月間に限る。） (キ) 社会教育関係団体その他の公共的団体（大分市総合型クラブ連絡協議会、大分市PTA連合会、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会（校区単位以上）、クリーン推進員校区連絡会議（校区単位以上）、自治委員連絡協議会等の団体をいう。）が主催する行事（スポーツ大会、総会等に限る。）に使用する場合 (ク) その他市長が認める行事に使用する場合 イ 規則第18条第1項第3号に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条		

に規定する学校が学校教育活動で使用する場合は、次に掲げる場合とする。

(ア) 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合

(イ) その他市長が認める学校教育活動に使用する場合

ウ 規則第18条第1項第4号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認める場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。

(ア) 障害者（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」と総称する。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、手帳を提示して使用する場合は、障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、一の公園に存する一の有料公園施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合（回数券を使用する場合を除く。）にあつては、それぞれ次に定める金額をいう。）（回数券に係る使用料を納付する場合にあつては、一時に納付する額）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

(i) 連続する複数の日における使用 各日の使用料

(ii) 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額（個人使用券その他の使用券、入場券等の交付を受けることにより規則第2条の2第1項の手續に代えようとする場合を除く。）

(イ) 障害者が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合は、障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、一の公園に存する一の有料公園施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

(i) 連続する複数の日における使用 各日の使用料

(ii) 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(ウ) 障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合は、障害者団体に係る使用料の合計金額（同一の障害者団体が、一の公園に存する一の有料公園施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあつては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

(i) 連続する複数の日における使用 当該連続する日における使用料の合計金額

(ii) 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

(エ) 障害者の介護のために同伴する者（原則として障害者1人につき1人に限る。以下「同伴者」という。）が使用する場合は、同伴者各人に係る使用料の金額が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認

定こども園を除く。)が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

(キ) その他市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

(2) 日吉原レジャープールの審査基準は、次のとおりとする。

ア 規則第18条第1項第2号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合」とは、次に掲げる場合とする。

(ア) 社会教育関係団体その他の公共的団体（大分市総合型クラブ連絡協議会、大分市PTA連合会、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会（校区単位以上）、クリーン推進員校区連絡会議（校区単位以上）、自治委員連絡協議会等の団体をいう。）が主催する行事に使用する場合

(イ) その他市長が認める行事に使用する場合

イ 規則第18条第1項第3号に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校教育活動で使用する場合とは、次に掲げる場合とする。

(ア) 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合

(イ) その他市長が認める学校教育活動に使用する場合

ウ 規則第18条第1項第4号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認める場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。

(ア) 障害者が、手帳を提示して使用する場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、日吉原レジャープールにおいて、同一の活動内容で連続する複数の日における使用を行おうとする場合（回数券を使用する場合を除く。）にあつては、各日の使用料）（回数券に係る使用料を納付する場合は、一時に納付する額）が1,000円に満たない場合にあつては全額、1,000円以上の場合にあつては半額

(イ) 障害者の介護のために同伴者が使用する場合 全額

(ウ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認定こども園を除く。）が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

(エ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

(オ) その他市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

注1 総会等とは、総会及び団体に所属する構成員全員を対象として行う研修会、勉強会等をいう。

2 スポーツ大会（県民スポーツ大会及び国民スポーツ大会を除く。）とは、団体に所属する構成員全員を対象として実施するものに限る。

3 営利を目的としない文化活動等とは、事業収益が見込まれない文化活動、総会等、レクリエーション活動、スポーツ活動、スポーツ大会その他の大会をいう。た

だし、実費のみの徴収又は大分市社会福祉協議会、市内の障害者施設若しくは障害者団体に寄附（一の施設又は一の団体のみに対してするものを除く。）を行う場合は、事業収益が見込まれないものとする。

3 標準処理期間

2 日

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課・公園緑地課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市都市公園条例	使用料の還付	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (使用料の不返還) 第 1 3 条の 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 関係条項 大分市都市公園条例施行規則（昭和 6 0 年大分市規則第 1 6 号。以下「規則」という。）第 1 9 条第 1 項 2 審査基準 (1) 規則第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定するその他有料公園施設の使用者の責めに帰すことができない理由とは、有料公園施設（規則第 2 条の 2 第 1 項に規定する委任有料公園施設を除く。以下同じ。）の管理上使用者に使用させることができない事情が生じた場合をいう。 (2) 規則第 1 9 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が特に必要があると認めた場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。 ア 雨天等により有料公園施設のグラウンド等が通常使用できない状態にある場合 全額 イ 大分市都市公園条例（昭和 3 8 年大分市条例第 4 9 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の許可に係る行為について、天災地変その他使用料を納付した使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合 全額 ウ 気温の上昇等に起因して、都市公園における行為（条例第 3 条第 1 項の許可に係る行為に限る。）又は有料公園施設の使用（条例第 8 条の 2 第 2 項の許可に係る使用に限る。）の際健康上の被害が出るおそれがあるとして市長が別に定める場合 全額 エ その他市長が特に返還の必要があると認めた場合 その都度市長が必要と認める額 3 標準処理期間 条例第 3 条第 1 項の行為の許可に係るものにあつては 8 日、条例第 8 条の 2 第 2 項の使用の許可に係るものにあつては 5 日		

処分基準個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	不利益処分の事項	設定年月日
大分市都市公園条例	使用許可の取消し等	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (監督処分) 第 1 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。この場合において、使用の許可を受けた者が損害を受けても、市はその責めを負わない。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する市の行なう工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 関係条項 大分市都市公園条例施行規則 (遵守事項) 第 3 条 有料公園施設の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。 (2) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙をしないこと。 (3) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。 (使用の制限) 第 5 条 市長等は、次のいずれかに該当する者に対しては、有料公園施設の使用を拒否し、又は有料公園施設からの退去を命ずることができる。 (1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者 (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者若しくはこれらのおそれがある物品等を携帯する者 (3) その他施設管理上支障があると認められる者		

(4) その他管理上の必要から行う掲示又は係員の指示に従うこと。

2 処分基準

(1) 「この条例の規定による許可に附した条件に違反している者」とは、大分市都市公園条例に基づく有料公園施設の使用許可に関する審査基準及び標準処理期間個表（平成29年4月1日設定）に定める審査基準のいずれかに該当する者をいう。

(2) 「偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 申請書類の記載事項に虚偽が認められる者

イ 過去において施設管理上の指示に従わない等、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められる者

ウ その他偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市スポーツ施設条例	使用の許可	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (使用の許可) 第 3 条第 1 項 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 関係条項 (使用の不許可) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しない。 (1) 使用の目的がスポーツ施設の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。 2 審査基準 (1) 「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき」とは、次に掲げる場合とする。 ア 犯罪行為又は犯罪を讃え、あおり、唆す等の行為を伴うおそれのある場合 イ わいせつ行為その他これに類する行為により、善良な風俗、清浄な風俗環境又は青少年の健全な育成を害するおそれのある場合 (2) 「設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき」とは、次に掲げる場合とする。 ア 施設の壁面、窓ガラス、床面等を傷つけるおそれのある場合 イ ガソリン、プロパンガス、火薬類等の引火、爆発等のおそれのある危険な物の使用を伴う場合 ウ 市長の許可を受けることなく、施設及び器具等にはり紙、釘打ち等の行為を行うおそれのある場合		

- エ 火の使用を認められていない施設で火を使用するおそれのある場合
- (3) 「管理上支障があると認められるとき」とは、次に掲げる場合とする。
 - ア 申請書類の記載事項に虚偽が認められる場合
 - イ 過去において施設管理上の指示に従わない等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められる場合
 - ウ 冠婚葬祭を目的として使用する場合
 - エ 宗教的宣伝を目的として使用する場合
 - オ 音、におい、振動等により他の使用者等に著しく不快を与えるおそれのある使用をする場合
 - カ 飲食を目的として使用する場合
 - キ その他市長が管理上重大な支障があると認める場合

3 標準処理期間

1 日

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市スポーツ施設条例	使用料の減免	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (使用料の減免) 第 5 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、その使用料を減免することができる。 関係条項 大分市スポーツ施設条例施行規則（平成 2 9 年大分市規則第 7 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項 2 審査基準 (1) 規則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合は、次に掲げる場合とする。 ア 大分市スポーツ協会が主催する行事又は大分市スポーツ少年団が主催する行事（イに掲げる大会を除く。）に使用する場合は イ 大分市スポーツ少年団に所属する団体が出場する大会（大分市スポーツ少年団の構成員（目的とする種目が限定されている場合は、当該種目に係る構成員に限る。）全員を対象として実施するものに限る。）に使用する場合は ウ 大分市校区・地区体育協会又は大分市校区・地区スポーツ協会が主催する大会又は総会に使用する場合は エ 大分市中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合は オ 全国、九州又は大分県の中学校体育連盟が主催する大会に使用する場合は カ 県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会の強化練習（大分市代表又は大分市代表選手を含む場合に限り。）に使用する場合は（大会競技日前 1 か月間に限り。） キ 社会教育関係団体その他の公共的団体（大分市総合型クラブ連絡協議会、大分市 PTA 連合会、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会（校区単位以上）、クリーン推進員校区連絡会議（校区単位以上）、自治委員連絡協議会等の団体をいう。）が主催する行事（スポーツ大会、総会等に限り。）に使用する場合は ク その他市長が認める行事に使用する場合は (2) 規則第 7 条第 1 項第 3 号に規定する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1		

条に規定する学校が学校教育活動で使用する場合は、次に掲げる場合とする。

ア 教育課程に位置付けられている活動に使用する場合

イ その他市長が認める学校教育活動に使用する場合

(3) 規則第7条第1項第4号に規定するその他市長が特に減免すべき理由があると認める場合及び市長が必要と認める額は、次のとおりとする。

ア 障害者（療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下これらを「手帳」と総称する。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、手帳を提示して使用する場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一のスポーツ施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

（ア） 連続する複数の日における使用 各日の使用料

（イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

イ 障害者が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者に係る使用料の合計金額（同一の障害者が、同一のスポーツ施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

（ア） 連続する複数の日における使用 各日の使用料

（イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

ウ 障害者団体（市長が別に定める基準による登録を受けた団体をいう。以下同じ。）が、その主催事業として営利を目的としない文化活動等の諸活動を行う場合 障害者団体に係る使用料の合計金額（同一の障害者団体が、同一のスポーツ施設において、同一の活動内容で次に掲げる使用を行おうとする場合にあっては、それぞれ次に定める金額をいう。）が1,000円に満たない場合にあっては全額、1,000円以上の場合にあっては半額

（ア） 連続する複数の日における使用 当該連続する日における使用料の合計金額

（イ） 同一の日の連続しない時間における使用 当該日に係る使用料の合計金額

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による施設等（幼保連携型認定こども園を除く。）が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育上又は保育上の目的で使用する場合 全額

カ その他市長が特に必要と認める場合 市長が認める額

注1 総会等とは、総会及び団体に所属する構成員全員を対象として行う研修会、勉強会等をいう。

2 スポーツ大会（県民スポーツ大会及び国民スポーツ大会を除く。）とは、団体に所属する構成員全員を対象として実施するものに限る。

3 営利を目的としない文化活動等とは、事業収益が見込まれない文化活動、総会等、レクリエーション活動、スポーツ活動、スポーツ大会その他の大会をいう。
ただし、実費のみの徴収又は大分市社会福祉協議会、市内の障害者施設若しくは障害者団体に寄附（一の施設又は一の団体のみに対してするものを除く。）を行う場合は、事業収益が見込まれないものとする。

3 標準処理期間

2 日

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市スポーツ施設条例	使用料の返還	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (使用料の不返還) 第 6 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 関係条項 大分市スポーツ施設条例施行規則（平成 2 9 年大分市規則第 7 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項 2 審査基準 (1) 規則第 8 条第 1 項第 1 号に規定するその他使用者の責めに帰すことができない理由とは、スポーツ施設の管理上使用者に使用させることができない事情が生じた場合をいう。 (2) 規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が特に必要があると認める場合及び市長が認める額は、次のとおりとする。 ア 雨天等によりグラウンド等が通常使用できない状態にある場合 全額 イ 気温の上昇等に起因して、スポーツ施設の使用の際健康上の被害が出るおそれがあるとして市長が別に定める場合 全額 ウ その他市長が特に返還の必要があると認める場合 その都度市長が認める額 3 標準処理期間 5 日		

処分基準個表

担当課 スポーツ振興課

条例等の名称	不利益処分の事項	設定年月日
大分市スポーツ施設条例	使用許可の取消し等	平成 2 9 年 4 月 1 日
1 根拠条項 (使用許可の取消し等) 第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツ施設の使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。 (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 関係条項 大分市スポーツ施設条例 (使用の不許可) 第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、スポーツ施設の使用を許可しない。 (1) 使用の目的がスポーツ施設の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。 2 処分基準 (1) 「この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」とは、次に掲げる場合とする。 ア 条例第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して使用料を納付しない場合 イ 条例第 7 条に規定する使用権の譲渡等の禁止に違反した場合 ウ その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反した場合 (2) 「偽りその他不正な手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき」とは、次に掲げる場合とする。 ア 申請書類の記載事項に虚偽が認められる場合		

イ 申請書類に記載した使用目的以外にスポーツ施設を使用した場合

ウ 条例第 3 条第 2 項の規定により条件を付した場合において、当該条件に違反した場合

エ その他偽りその他不正な手段により許可を受け、又は許可の条件に違反した場合

(3) 「前条各号のいずれかに該当するとき」とは、条例第 8 条に規定する理由が生じた場合をいう。

大分市指定管理者制度における 賃金スライド制度運用の手引き

令和8年6月

目次

目的・趣旨.....	1
第1章 賃金スライド制度の概要.....	1
1. 基本的な考え方.....	1
2. 対象施設・導入時期.....	1
3. 対象者.....	1
4. 対象経費.....	2
5. 賃金上昇率の算出方法.....	2
6. スライド額の算出方法.....	3
第2章 賃金スライド運用のイメージ.....	5
1. 全体イメージ.....	5
2. 算出例（X + 1年度の指定管理料に反映させる場合）.....	6
第3章 賃金スライド制度運用スケジュール.....	7
1. 概算スケジュール（市）.....	7
2. 概算スケジュール（指定管理者）.....	7
第4章 その他.....	8
1. 計画書について.....	8
2. 定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者への対応について.....	8

目的・趣旨

本市のこれまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の増減については、あらかじめ事業者が変動リスクを想定した上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な経費を提案しているものとして、指定管理料に反映することはしていませんでした。

しかしながら、近年は、指定管理者の当初の想定を大きく上回る最低賃金や労務単価の上昇が続いており、指定期間中の変動予測を立てることが困難な状況となっています。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保、また、公募時における民間事業者等の参入リスクの低減を目的に、賃金水準の変動に応じて、指定期間2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下「賃金スライド制度」という。）を導入します。

本手引きは、賃金スライド制度の運用にあたっての基本的な考え方や、事務手続きの流れ、内容等について整理したものです。

第1章 賃金スライド制度の概要

1. 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に変動率を算出し、一定以上の変動が見られた場合に見直しを行います。

なお、指定期間初年度については、選定時に賃金水準の変動が既に見込まれているものとして、賃金スライドの適用の対象としません。

2. 対象施設・導入時期

令和9年度以降、指定期間が開始するすべての指定管理施設から順次導入します。

3. 対象者

指定管理者（複数の団体等により構成された共同事業体等の場合は、共同事業体等を構成する企業を含む。）から直接雇用されており、かつ、直接指定管理業務に従事する職員を対象とします。再委託先の職員や人材派遣による職員、直接指定管理業務に従事しない職員は、対象に含まれません。

また、雇用形態を「正規職員」と「非正規職員」に分類します。

雇用形態	定 義
正規職員	・ 月給制・日給制の職員 など
非正規職員	・ 時給制の職員 など

4. 対象経費

労働基準法第11条（※）に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものを対象とします。通勤手当その他賃金水準の変動により直接的な影響を受けないもの及び自主事業に係る人件費は対象外とします。

対象となる経費の例	給料・賃金、賞与、法定福利費 など
対象とならない経費の例	通勤手当、住宅手当、健康診断費 など

※ 労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称に如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

5. 賃金上昇率の算出方法

① 採用する指標

雇用形態別の賃金上昇率をはかる指標は、雇用形態に応じて以下の指標を採用します。賃金上昇率については、当該年度に適用する指標が出そろった段階で企画課行政改革推進室が算出し、各施設所管課にお知らせします。その後、各施設所管課は「6. スライド額の算出方法」に従ってスライド額を算出し、翌年度の指定管理料に反映します。

雇用形態	採用する指標
正規職員	大分県人事委員会が公表する月例給「民間給与」及び特別給「民間の年間支給割合」 ※職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に記載されています。
非正規職員	大分労働局が公表する「大分県最低賃金」

② 賃金上昇率の算定式（X+1年度の指定管理料に反映させる場合）

正規職員

$$X \text{ 年度の民間の年間給与額} \div (X-1) \text{ 年度の民間の年間給与額} \times 100 - 100$$

※ 年間給与額の算定式： $X \text{ 年度の月例給} \times (12 \text{ 月} + X \text{ 年度特別給の支給割合})$

非正規職員

$$X \text{ 年度の大分県最低賃金額} \div (X-1) \text{ 年度の大分県最低賃金額} \times 100 - 100$$

6. スライド額の算出方法

① 算定式（X+1年度の指定管理料に反映させる場合）

$$\begin{aligned} \text{変動率(\%)} &= \text{賃金上昇率(\%)} - \text{指定管理者の想定賃金上昇率(\%)} \\ \text{スライド額} &= \left[\text{(X+1)年度事業計画の対象経費総額} \right] \times \left[\text{変動率(\%)} - \text{1\%(指定管理者負担割合)} \right] \end{aligned}$$

指定管理者の想定賃金上昇率

指定管理者が選定時に想定していた人件費(※)の上昇率

$$(X+1) \text{ 年度事業計画の対象経費/人(平均時給)} \div X \text{ 年度事業計画の対象経費/人(平均時給)} \times 100 - 100$$

※指定管理者が公募手続き参加時に提出する「賃金スライド制度の対象となる人件費に関する計画書(以下「計画書」という。)」の数値を使用します。

指定管理者負担割合(1%)

一定の変動については、従来から指定管理者のリスク負担として整理しているため、対象経費総額に乘じる率の1.0%分は指定管理者が負担する。

② 正規職員と非正規職員のスライド額

正規職員と非正規職員では変動率が大きく異なるため、賃金上昇率、指定管理者の想定賃金上昇率、対象経費総額は、正規職員と非正規職員それぞれで算出し、スライド額を算定します。

(詳細は、第2章を参照)

③ 変動率がマイナスとなった場合の取扱い

変動率は、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出しているため、社会情勢の変動に応じてマイナスとなる場合も想定されます。変動率がマイナスとなった場合は、スライド額もマイナスとなり、翌年度の指定管理料から減額することとします。

④ スライド対象外範囲と指定管理者負担割合

変動率が－１％以上、＋１％以下の場合、賃金スライドの適用対象外とします。

また、変動率が＋１％を超える場合、指定管理者負担割合を適用します。

変動率	社会情勢	賃金スライド	指定管理者負担割合
1.01%以上	想定<実勢	適用あり(増額)	適用あり
－1%以上、+1%以下	想定≒実勢	なし	適用なし
-1.01%以下	想定>実勢	適用あり(減額)	適用なし

変動率	-3%	-2%	-1%	0%	+1%	+2%	+3%
指定管理者負担割合	←適用なし				適用あり→		
指定管理料	←減額		見直しなし		増額→		

⑤ スライド額算出に使用する事業計画の対象経費

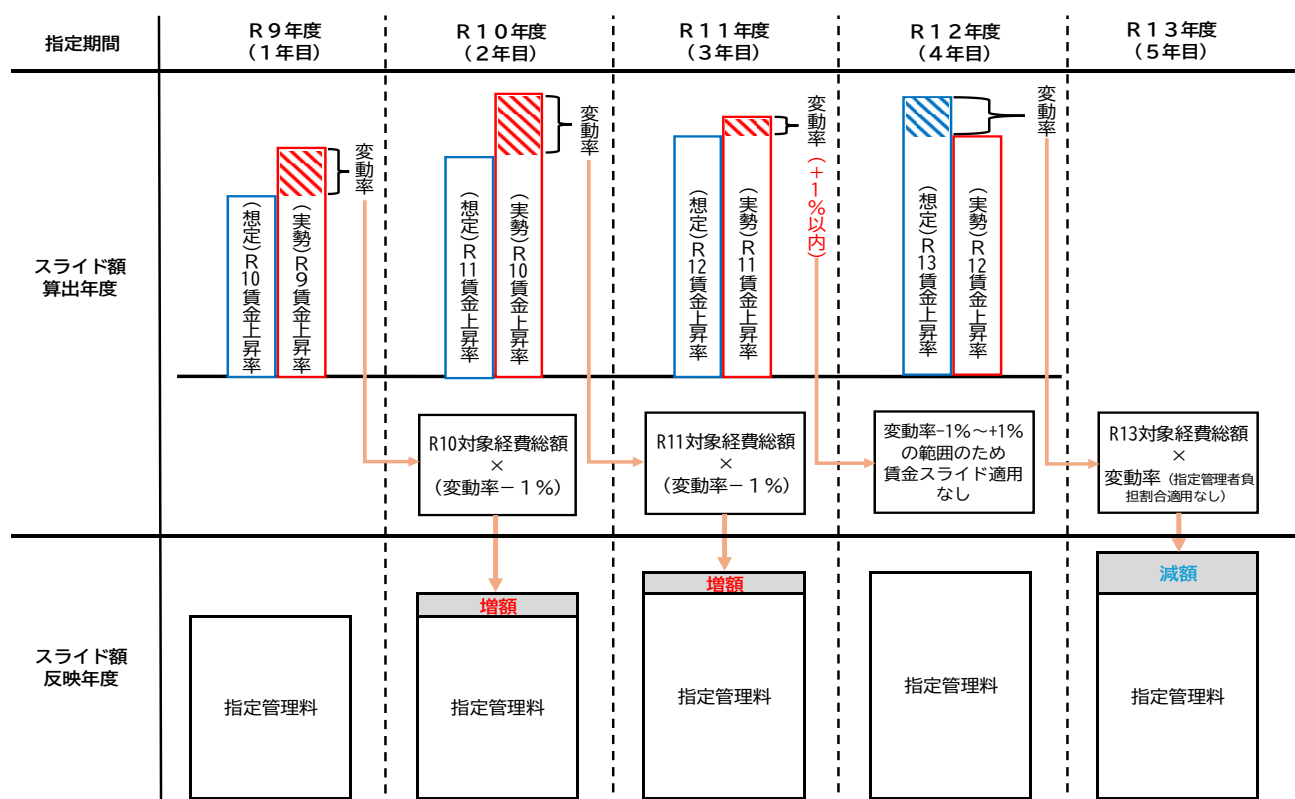
スライド額の算出に使用する事業計画の対象経費総額には、計画書に記載された対象経費総額を採用します。

⑥ スライド額算出時の小数点以下の取扱い

賃金上昇率	小数点第3位を四捨五入
指定管理者の想定賃金上昇率	小数点第3位を四捨五入
スライド額	1円未満の端数については切り捨て
消費税等相当額	1円未満の端数については切り捨て
計画書記載の「対象経費/人」の額	1円未満の端数については切り捨て
計画書記載の「平均時給」の額	1円未満の端数については切り捨て

第2章 賃金スライド運用のイメージ

1. 全体イメージ



【R9年度(1年目)】

R9年度の賃金スライドについては、選定時に賃金水準の変動が既に見込まれているものとして、適用の対象としません。

【R10年度(2年目)】

前年度の R9 年度に、指定管理者の想定賃金上昇率(R10)と実勢の賃金上昇率(R9)を比較し、その差が変動率となります。

計画書の R10 年度の対象経費総額に、当該変動率から指定管理者負担割合の1%を差し引いた率を乗じて得た額をスライド額として、R10年度の指定管理料に上乗せします。

【R12年度(4年目)】

前年度の R11 年度に算出した変動率が -1% ~ +1% の間であるため、R12年度の指定管理料に変更はありません。

【R13年度(5年目)】

前年度の R12 年度に算出した変動率がマイナス(-1%を超える)となるため、R13年度の指定管理料を減額します。なお、指定管理者負担割合(1%)の適用はありません。

※R14年度は指定期間終了により賃金スライド制度の適用なし。

2. 算出例（X＋1年度の指定管理料に反映させる場合）

(1)賃金上昇率(企画課行政改革推進室により算出)

①正規職員

年度	内容	数値
X年度	月例給	372,954 円
	特別給の支給割合	4.63 月
	年間給与額 [月例給 × (12＋特別給の支給割合)]	6,202,225.02 円
(X-1)年度	月例給	362,534 円
	特別給の支給割合	4.6 月
	年間給与額 [月例給 × (12＋特別給の支給割合)]	6,018,064.40 円
X 年度	正規職員の賃金上昇率	3.06%(A)

②非正規職員

年度	内容	数値
X年度	大分県最低賃金	1,035 円
(X-1)年度	大分県最低賃金	954 円
X 年度	非正規職員の賃金上昇率	8.49%(A')

(2)指定管理者の想定賃金上昇率(指定管理者により算出)

①正規職員

年度	内容	数値
(X+1)年度	事業計画の対象経費/人	7,000,000 円
X年度	事業計画の対象経費/人	6,900,000 円
(X+1)年度	正規職員の想定賃金上昇率	1.45%(B)

②非正規職員

年度	内容	数値
(X+1)年度	平均時給/人	1,250 円
X年度	平均時給/人	1,200 円
(X+1)年度	非正規職員の想定賃金上昇率	4.17%(B')

(3)スライド額(施設所管課により算出)

内容	正規職員	非正規職員
変動率 [正規:C=A－B] [非正規:C'=A'－B']	1.61%(C)	4.32%(C')
変動率－指定管理者負担割合 [正規:D=C－1%] [非正規:D'=C'－1%]	0.61%(D)	3.32%(D')
(X+1)年度事業計画の対象経費総額 [正規:E] [非正規:E']	70,000,000 円(E)	20,000,000 円(E')
スライド額 [正規:F=D×E] [非正規:F'=D'×E']	427,000 円(F)	664,000 円(F')
スライド額合計(税抜) F＋F'	1,091,000 円	
スライド額合計(税込)	1,200,100 円	

第3章 賃金スライド制度運用スケジュール

1. 概算スケジュール（市）

指定期間開始前	募集実施時	➤ 募集要項に賃金スライド制度に関する事項を追記し、本手引きを配布
	選定時	➤ 計画書を受領
指定期間中	9～11月頃	➤ 企画課行政改革推進室から各施設所管課に、当該年度の賃金上昇率を通知 ➤ 各施設所管課は、選定時に指定管理者から提出のあった計画書を基に、翌年度のスライド額を算出
		➤ 書式（例）14「賃金スライドによる指定管理料人件費の見直しにかかる通知（例）」を参考に、指定管理者に翌年度の賃金スライド額について通知
		➤ 賃金スライド額を反映させた指定管理料を予算要求
	3月末	➤ 賃金スライドにより指定管理料が増額された場合は、議会終了後に、書式（例）15「適切な賃金水準の確保に関する通知（例）」を指定管理者に通知
	4月～	➤ 「賃金スライド額の人件費への反映状況に関するアンケート」を依頼

2. 概算スケジュール（指定管理者）

指定期間開始前	選定時	➤ 賃金スライド制度の概要や賃金スライド額の算出方法を確認したうえで、計画書を提出
指定期間中	11月頃	➤ 「賃金スライドによる指定管理料人件費の見直しにかかる通知」を参考に、翌年度の賃上げ等を考慮したうえで、翌年度の事業計画を策定
	～仕様書で定める期日	➤ 翌年度の事業計画書を提出
	4月～	➤ 「賃金スライド額の人件費への反映状況に関するアンケート」を回答

第4章 その他

1. 計画書について

当該資料は、賃金スライド制度を適用する上で重要な資料になります。

指定管理者は、当該資料を作成するに当たり、社会情勢を加味したうえで、適正な計画となるよう十分精査してください。

◆計画作成に当たり注意する点◆

- 指定管理者のこれまでの賃金支払実績、大分県人事委員会勧告の民間給与、大分県最低賃金の推移などを参考に、想定している給与額や賃金上昇率が社会通念上妥当なものとなっているか。
- 定期昇給などの賃金上昇が毎年度の計画に見込まれているか。

2. 定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者への対応について

これまで定期昇給等の賃上げを行ってこなかった指定管理者についても、賃金スライド制度の対象となります。

本制度の目的である「指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理」や「業務の適正な履行の確保」を達成するには、従業員の適正な給与水準の確保は重要になります。

これまで賃上げを行ってこなかった指定管理者であっても、増額分が指定管理業務に従事する労働者の賃金に適切に反映されるよう配慮をお願いします。

駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド
指定管理予定者の選定基準

募集要項別紙4

条例に規定する要件	配点基準	審査の視点	選定項目		配点	採点結果
1. 施設の効用の最大限の発揮	80	効用発揮	1	施設の特徴を活かし、施設の効用を高めるための提案がされているか。	20	
			2	利用時間や自主事業の開催などを含め、サービスの質や量の向上のための提案がされているか。	20	
			3	広報など、施設の情報発信のための提案がされているか。	10	
			4	利用者の苦情や要望・意見を把握し、対応する方法は適切か。	10	
		効率的運営	5	収支計画の積算が明確で、実現可能な提案がされているか。	10	
			6	施設の管理費用が縮減される提案となっているか。	10	
2. 安定した管理能力	80	物的能力	7	管理運営を継続的・安定的に行う適正な経営規模を有しているか。	10	
			8	管理運営を継続的・安定的に行う適正な財務体質を有しているか。	10	
			9	類似施設を安定的に運営した実績はあるか。	10	
			10	業務の第三者への再委託に関する考え方は適切か。	5	
			11	安全管理・危機管理に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。	10	
			12	個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。	5	
			13	情報公開に対し、必要な措置を講じる提案がされているか。	5	
		人的能力	14	団体内における役割分担や責任体制は明確かつ適当か。セルフモニタリングに必要な措置を講じる提案がなされているか。	10	
			15	業務の実施に関し、資格者を含め、適切な人員配置や勤務体制となっているか。	10	
			16	従事者への教育、研修体制は適切か。	5	
3. 平等な利用の確保	20	平等性	17	事業計画の内容が平等性を確保するものとなっているか。	5	
			18	使用許可に係る審査基準の設定の考え方は適切か。	5	
		公共性	19	利事業計画の内容が公共性を確保するものとなっているか。	5	
			20	利用料金の設定、減免・還付基準の設定の考え方は適切か。	5	
4. その他	20	社会的責任等	21	地元雇用等により、地域の活性化が期待できるか。	5	
			22	団体として、障がい者の雇用に関する取組実績や計画があるか。	5	
			23	団体として、ごみの分別や再生品の利用など環境への配慮があるか。	5	
			24	労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法ほか関係法令等を遵守した提案がされているか。	5	
計					200	
5. 前回の指定管理業務の実績評価に基づく加点	10 又は 20			モニタリング総合評価結果に基づく加点		
6. 市内団体の優遇措置	1～10			・市内団体(1者もしくは市内団体のみで構成する共同事業体等)が申請した場合はあらかじめ当該団体に小計の100分の5を加点する。 ・市内団体と市外団体が構成する共同事業体等が申請した場合は、小計の100分の5を市内団体の構成割合で按分した点数をあらかじめ当該共同事業体等に加点する。		